

別表 2

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	災害復旧に必要な工事費又は工事請負費及び工事事業費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等をいい，その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）